

## 保険と金融の関係

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学商学研究所 公開日: 2012-05-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 印南, 博吉 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/12823">http://hdl.handle.net/10291/12823</a>

# 保險と金融の關係

印 南 博 吉

## 目 次

- 一、はしがき
- 二、保險金融説の主張者たち
- 三、金融の意義について
- 四、狹義の金融と保險
- 五、むすび

## 一 は し が き

今日の經濟において、保險が金融上大きな重要性をもつことは、何人も否定し難い事實である。しかし乍ら、保險と金融との問題を詳密に考察するときには色々と問題の伏在することが判明するであらう。即ち保險そのものが金融なのであるか、それとも保險にとつて金融は副次的な側面に過ぎないのであるか。例えば我國の國民所得統計においては商業の一部門として「金融保險業」という一項目を擧げている。之は保險と金融との密接な關係を示すものである

が、保険が即ち金融であるとする立場とは見ることが出来ない。ところが、日本銀行統計局の「本邦經濟統計」や「金融統計月報」においては、明らかに保険を金融機關の一種とみなしている。しかし乍ら、この場合に、果して保険そのものが本質的に一種の金融であると見ているのか、それとも金融的色彩が強いからという見方に基ずくものであるかは、判明しない。

この點の疑問を明らかにするには、金融の概念を明確にしてからならぬ。ところが金融の意義については廣狹さまざまであり、學者によつてその説が色々と異なつてゐる。保険は金融の一種である、と斷定する學者も若干存在するのであるが、その見解の當否は、金融概念を如何に規定するかによつて判斷されねばならない。不幸にして私はこの點を徹底的に詳論した學者の説に接していない。従つて此問題に對する各種の疑點を追及し、以て一應の結論に到達することに努めようと思ふのである。それによつて、果して保険そのものが本質上一種の金融であるか否かが判明するであらう。

## 商 學 論 叢

最後に、保険の本質を別として、保険が金融的機能を發揮することに關し、その機能の出來及び性質、進んではその實態を明らかにする必要がある。それは一般の金融界において保険の占める重要性、その特性等を明らかにする所以でもある。元來保險と金融に關する綜合的、統一的な研究は内外を通じて極めて乏しく、多くは部分的研究に過ぎないように思われる。しかし乍ら、保險の金融的重要性が益々増大しつつある今日、充實した「保險金融論」の出現が待望される。本稿は、このような廣い意味における保險金融論の展開に對して、その體系及び問題について、幾分なりとも役立つことを念願とするものである。

### 二、保險金融論の主張者たち

金融 Finance という言葉は、私經濟上においては、資金の調達を意味するが、廣く國民經濟上から觀察すれば、單に資金の移動又は循環と見ることが出来る（内藤章教授「金融論」經濟學研究の葉、改訂版、一八五頁）といわれる。金融をこの廣義に解するときは、保險も亦その中に含まれるかのようであるが、「資金」の意義が問題と成る。同じく内藤教授に依れば、資金とは、營利を目的とするもので、通常は貨幣を以て表示され、營利資本又は貨幣資本とも呼ばれる（同上、一九二頁）という。ところが保險加入者の拂込む保險料の多くは比較的小額であつて、資金又は資本と呼ぶにふさわしくない。のみならず、之を拂込む目的は、保險の効用を享受するためであつて、營利資本を供給するという觀念は全然見られない。なお又保險金の支拂を受けても加入者が之を營利資本に利用するのは寧ろ僅少の場合に限られる。従つて「保險料ならびに保險金の授受は、資金の授受たる點に於て金融と考えられるのであつて、正しくそのことに保險の保險たる特質がある」という西藤教授の斷定（「保險學新論」三一二頁）には同意しかねる。西藤教授によれば、狹義における金融は、資金の授受が貸借の形をとるものであり、廣義における金融とは、單に資金の授受又は移動を指す（同上、三〇七頁）。ところが保險料も保險金も、原則として資金ではないとすれば右のいずれの意味においても、保險を金融ということは出来ない。但し教授は、最廣義の金融は、通貨の形態における購買力の移動又は貨幣の流れである（三〇九頁）と述べ、資金という限定をつけない。従つてこのような「最廣義の金融概念」の中には、保險も當然含まれうる。しかし乍ら、それでは貨幣の支拂受領の一切が含まれることに成り保險は金融である、という斷定の積極的な意義は失われてしまふであらう。現に教授自身も、實際の用語では、そのように意義を擴げることは稀であるから、ここには問題としない。（同上、三〇九頁）と述べているのである。教授は保險の本質を以て「資金交流の特殊の機構」と見るのであり、之が「新しき觀方に立つ」ことを意味する（同上、序、三頁）とされるのであるが、以上の考察から推して、右の見解には大きな疑問が有るといねばならない。

保険における金融性を始めて主張したのは、小島昌太郎博士であろう。博士は、大正十四年七月發行の「保險本質論」において、次のように述べられた(三四七頁)。「金融ということの本質的の意味が、資力の餘裕あるものよりその必要に迫れるものに之を融通するという點にあるならば、保險は多數人が共同して、その餘裕の資力を蓄積して之を彼等のうち金錢上の必要に迫らるゝものに融通することに外ならぬのであるから、保險の本質が金融にあることは疑いなき所である。この點より見れば保險はまた一つの金融の仕組であると言ふことが出来る。但しこゝに保險が一つの金融であるというのは、保險を行う所の企業が、即ち例えば保險會社が、その蓄積したる資金の利殖の爲めに之を他の企業に投資し若しくは貸附くる點を捕えてそう云うのではない。それも固より一つの金融ではあるが、併しかゝることがなくとも、保險は、保險團體加入者相互の關係に於て、未だ金錢上の必要に迫られざるものより、之に迫らるゝものに對し、資金の融通をなすことを、その本質とするのであるから、その本質に於て之を一つの金融の仕組であると言ふのである」と。

—— 商 學 論 叢 ——

(註) 同書の改訂第二版四五頁にも之と同文が載せてある。博士の舊著「保險ト經濟」(大正七年十一月)では、經濟生活を安固ならしめることが保險の本質的な效果であつて、金融上になす所の働きはその派生的な效果である(二三六頁)という見解を示すに止まり、保險がその本質に於て金融の仕組であるということとは主張されなかつた。

右の引用文において明らかなように、小島博士も亦「資金の融通」という言葉を用いてゐる。博士の近著「保險學總論」(昭和十八年一月)においても、「今、經濟學上に於ていう所の金融なるものゝ本質を考ふるに、それは、資金が、その餘裕あるものより、その必要に迫られたるものに、融通せらるゝことである。ゆえに、保險も、また、その意味に於て、金融をなす所の仕組であり、従つて、保險のもつ性格の一として金融性なるものを認めなければならぬ」(一〇五頁)と述べてゐる。しかし乍ら、資金の意義を嚴密に規定するときは、右の言葉は保險に當てはまらな

いこと、既に指摘した所によつて明らかである。

そればかりではない。小島博士は、その著書「金融機構論」の中で、金融には三種の意義が有るとし、最廣義では「貨幣たる形態に於て購買力の移動すること」であり、廣義では、資金の移動をいひ、狹義には、資金の融通即ち貸借に依るその移動を指す、と述べているのである（四—五頁）。この規定に照して判断するときは、博士はその狹義における金融性を保険の本質について認められる如くである。しかし乍ら保険加入者の間に貸借による資金の移動の行なわれることに、保険の本質が存するのではないことは、いう迄もあるまい。従つて博士の金融説も亦支持し難いといわねばならない。博士のいわゆる最廣義においてならば、之を認めうるであろうが、それでは金融と呼ぶことの意義が極めて薄いものとならざるをえない。むしろ「貨幣操作經濟」と名づけること、「貨幣取扱資本」の機能と見る方が適切であろう。

小島博士が保険の金融性を主張するに止まつたのに對し、この題目について詳細に所見を發表されたのは、米谷隆三氏である。氏は偶々小島博士の保険金融説と時を同じくして、「保險金融經濟論」と題する論文を發表された（大正十四年十二月發行生命保險會社協會々報第十四卷第三號）。氏の見解では、「保險とは偶發性を有する事實の實現を起す條件とする相互金融の仕組である」とすると共に、保險會社は他人の資金を運用するが故に、銀行や信託會社と同じく眞の金融機關であること、對内的にも對外的にも金融的機能を發揮する仕組であると認めるものである（「保險經濟の研究」、八三頁以下）。ところで金融そのものの意義については、「今、金融の本質的な概念を通貨の交換性であるとするれば、之が成立するには通貨の供給と需要とがなければならぬ。而して、現代の保險に於て各自の分擔する給付は之を客觀的に見れば通貨の供給であり、入用を充足せしむる反對給付は即ち通貨の需要である。斯くて茲に通貨の交換が成立するのである」（同書、八六頁）という敘述により、金融の意義を最も廣く解するものと見ら

れる。しかし乍ら氏の主張には「資金の配分」「資金を供給」「資金の必要」などの表現が各所に見られ、果してこの資金の意義を單なる通貨と同一に解すべきものか否かについて疑がある。

氏の説について特に問題と成るのは、「相互金融」という概念及び表現であろう。この場合その金融關係は、保險者に即して見られるのでなく、保險團體即ち保險加入者の間について見られるものと解釋される。その限りに於て、貸借關係の存しないことは勿論「資金の移動」という觀念も正確には當てはまらないのであつて、單に通貨の移動又は交換が有るに止まるといふべく、從つて最廣義における金融概念が當てはまるだけである。事實上に於ては、この通貨の交換又は貨幣操作を司るべき仲介者として、保險者が存在している。之がために、同じく保險金融説を主張される酒井正三郎博士は、保險を目して多數經濟の「間接的、内部的金融の仕組」(「保險經營學」、一七頁)といふ表現をとられている。但し金融の本質的な意義については、酒井博士は明確な規定を示されていない。

## 論 叢

以上が我國における保險金融説主張者たちの中心(註)的な見解である。外國にはこの種の主張有るを知らない。ドイツなどでは、保險會社であつて保險銀行 *Versicherungsbank* という名稱を有する例が若干存在したのであるが、保險施設が、金融機關であると主張する者は見受けられないようである。米谷氏に依れば、ヒューブナーは、*Life Insurance is corporate finance* と述べてゐる如くであり(「保險經濟の研究」、九一頁)、之が事實であるとすれば、「相互金融」の觀念が米國も存するわけであり、極めて興味深いものがある。しかし乍ら博士の著書「生命保險」によつても知られるように、相互金融でなく *corporation finance* であり、會社が株券や債券によつて財産價値の資本化を圖り、抵當設定の便を得る手段を指すものである(S.S. Huebner, *Life Insurance*, 3. ed., 1935, P. 23.)。【生命保險は人間の價値に適用された會社金融の方法である】といふ表現は、右のような意味に理解されるべきであつて、加入者間における「相互金融」といふ觀念とは全く異なるものといわねばならない。

(註) 保險金融説の主張者としては、なお園乾治教授を挙げねばならない。教授は米谷氏の主張に即して「相互金融機關説」を主張された(「保險學」(一)、三六頁)。しかし金融の意義については何等説かれる所がない。

之を要するに、保險金融説は我國にのみ見られる主張であるといえよう。そうして之を主張する論者は、その場合における金融概念について詳細に説明することを試みていない。之がために、保險金融説に對しては色々な疑問が起ることを免れない。我國でこの説に對して最初に疑問を提起したのは私であつたが、そのとき私は小島博士の主張に對して次のように述べた。「博士は「資金」が「融通」される事を述べているが故に、一見せる所では、博士は保險が狹義に於ける金融に該當するものと認められるようである。併し乍ら之は正しくない。けだしいう迄も無いこと乍ら保險の本質的作用は、何等貸借關係に基くものではないからである。故にこの場合博士が「融通」の語を用いているのは、「狹義に於ける金融」の概念を述べるに當つて用いた用語法を無視せるものであり、明らかに不當である」と(註)

(「小島博士の『綜合保險學』の批判」、抜刷、昭和十年十月、一六頁)。

(註) 更に「保險經營經濟學」においても私は、保險金融説が「保險事業の貨幣取引經營經濟たることを認識せしめるに役立つことは言う迄もない。ただ問題は、金融の概念が一般に極めて區々であり明瞭を缺くことであつて、此點は尙お今後の研究に俟たねばならぬ所である」(四八頁)と述べた。

保險金融説に對しては、やがて近藤文二教授も反對意見を表明された。教授はその勞著「保險經濟學」第二卷に於て、小島博士の見解を引用され乍ら、學者のなかには「いわゆる保險の金融性なるものを主張するものもないではないが、私は、金融なる意味を、貨幣の形態における資本が貨幣の形態のまゝで増殖することであると解するが故に、かゝる保險の性質を保險の金融性と呼ぶことには同意し得ない」(三五二頁)と述べ、又「保險學總論」に於ては、米谷氏の説に對して右と同様の意見を述べると共に(一三二頁)、「保險の商品としての性質は常に貨幣によつて表



現される。これを通俗的にいえば、保険取引は貨幣と貨幣との取引である。保険における有償性は、一定量の貨幣に對する有償性である。随つて、その意味においてならば、保険は正に一つの金融である。しかし、それは、通貨と通貨との交換現象を以つて金融と見る場合においてのみしかるのであつて、もし金融なる意味を、貨幣の形態における資本が貨幣の形態のまま増殖することであると解するならば、かかる保険の性質を保險の金融的機能乃至金融性と呼ぶことは正しくない。即ち、そこには貨幣としての保險金と保險料の授受はあつても、資金としての授受は必ずしも存在しないからである云々」(三五二頁)と主張された。とにかく教授は、金融とは單なる通貨でなく「資金」の移動と解すべきであり、そうだとすれば保險金融説には同意しがたいものである。

之を要するに、保險金融説の是非を明らかにするために、金融概念を明らかにすることが必要なのである。私は保險金融説を一概に否定しようとするものではなく、金融概念を明らかにすることによつて、同説の採るべき點又は「妥當範圍」を明確にすることが出来るであらうと信ずるのである。なお近時に至つて、生命保險界に流行のいわゆる「自由満期保險」をめぐるつて、この問題が新たな展開を見るに至つた。その解決についても、金融概念の規定が中心的重要性をもつのである。よつて次にこの點に關する考察を進めてみよう。

### 三、金融の意義について

一、經濟學者の間に見られる最も普通の傾向としては、金融を企業金融と解することである。例えばリーフマンは金融の概念は常に一つの經濟的對象即ち企業又はその一部と關係を有し、このような對象を缺く場合、即ち例えば單に借入をなすことは、金融とは言わない。近來は金融の意義を擴張して消費及び販賣金融にも用いることがあるが、狹義における金融はこれを含むことなく、専ら企業の設立及び擴張に關するものである (R. Liefmann, Bstelli

gungs- und Finanz erungsgesellschaften, S. 112f.)と述べてゐる。ヒルファードイニングが「金融資本論」において、實際に産業資本に轉化されてゐる銀行資本を金融資本と名づける(林要氏譯、改造文庫、四四一頁)としてゐるのも、右と同様の見解に屬するものといえよう。ここに注意すべきは、これらの場合においては、金融概念が資金(特に産業資金)の融通又は貸借と密接に結びついており、従つて利息の受拂を伴うことである。

ケインズは、貨幣論の第四篇「價格水準の動態」(J.M. Keynes, A Treatise on Money, 1930, vol. I, P. 243ff.)において、周知のように産業的流通と金融的流通とを區別し、「金融とは富に對する現存の權利を保有し且交換する所の(産業の特殊化より結果する交換以外の)業務をいひ、その中には、株式取引所及び金融市場の取引、投機並に經常貯蓄と利潤とを企業者の手に送達する過程を含む」。そして産業的流通は、所得預金プラス營業預金の一部であり、金融的流通は、貯蓄預金プラス營業預金の殘部であるが、金融的流通のうち主要な部分は、證券市場における「弱氣筋」が、有價證券の買入を手控え、當分の間むしろ貯蓄預金の形態で現金に對する流動的要求權を保持しようとして形成する貯蓄預金なのである。ケインズの以上の見解は、金融について極めて狭い規定を與へるものといえよう。しかし乍ら、とにかく産業資金に着目するものであることには變りが無い。

貨幣取扱資本、貸付資本という概念も亦、このように産業資金の融通と結びつくものといえよう。従つて生活資料を調達するための「資金」は是等の場合、すべて除外されてゐるものと見なければならぬ。そうであるとすれば、いわゆる「家計保險」の場合は、すべてこのような金融概念に該當しないものといわねばならぬ。しかし保險金融説は、企業保險と家計保險とを區別せず、すべてを包括しようとするものである故、右の解釋は採らないものといわねばならぬ。換言すれば、金融を産業「資金」の融通には限定しないものといわねばならぬのである。

二、次に、金融と融通とは屢々同義に用いられるのであるが、果して兩者は同義なのであるか、若し違つたとすれ

ば、どこに相違點が存するのであろうか。私の見る所では、狹義の金融は融通と殆んど同義でありうるが、融通は二當事者間の現象を指すことが多い故、金融の廣い意義、殊に國民經濟の見地に立つ金融概念は、融通という言葉を以て置き換えるわけには行かないようである。既に見たように、小島博士は狹義における金融は、貸借による融通をいうとされるのであるが、茲に一つの問題と成るのは、その貸借は利子の授受を條件とするか否かということである。實際上は、無利子で金錢を融通することが稀ではなく、その場合にも金融と言ひ得ないわけではない。しかし乍ら一般には利子を作るのが普通であると言つて宜しいであらう。なお又、利子の收得を主眼として金錢を融通するのが、金融の正常な場合であるが、利子の收得が第二次以下の意義しか有しない場合も存在する。狹義の金融の典型的な概念としては、利子の收得を目的として一定の資金を融通することである、と一應規定することが出來よう。茲に資金というのは、融通を受ける側が或る事業の經營に利用することを意味し、従つて又一定のまとまつた金額であるべきことも一つの要件と考えられよう。

ここに、銀行預金は金融行爲の一と認め得るかどうかの問題が有る。無利子預金の例や、決済目的の預金等の例を見るならば、銀行預金が必らずしも利子の收得を目指すものと限らないことが判る。しかし乍ら利子の收得という目的が、副次的にもせよ存在する場合も勿論少なくない。そのような場合の預金行爲は、果して金融行爲といひ得るであらうか。この場合法律上の債權債務關係は明らかに存在するのであるが、之を銀行に對する貸付又は融通と見ないのが普通であり、従つて狹義の金融には屬しない。その理由は、借入者側が資金の入用である理由を説明して、貸付又は融通を申込むという形式が缺けている所に見出されるのではあるまいか。果してそうであるとすれば、預金の引出も亦金融行爲の中には含まれ得ないこと當然である。預金を以て貸付と見るべきでない以上、預金の引出は貸付けた資金の回収とは異なるものであり、従つて後者の場合における金融的性格をも認めるべきではないからである。

いわゆる自由満期保険を始めて賣出し、この流行のトップを切つた日本生命の幹部たちは、この保險の構想は、保險金融説に基くものであるとし、次のように説明した。即ち保險は本來庶民金融として發達したものであつて、その趣旨を徹底させるためには、必要なときには自由に金融が行なわれるのでなければならぬ。従つて満期を繰上げて應答日には何時でも満期金を支拂い得るようにしたのが自由満期保險である。というのである（近藤教授「自由満期保險と保險金融説」、保險銀行情報、一〇二號）。此問題について近藤教授は、保險金融説の採用し難い理由を説明した後、次のように述べられた。「保險金の支拂とか満期金或いは、解約返戻金の支拂は、如何なる意味において『金融』と結びつくのか。わたくしの見解によれば、それは投資した資金の回收という意味において金融の一面をなすとする。つまり、銀行預金の引出しと同様である。自己の貸付けた貸金の回收を以て金融と見ることが出来れば、保險金の支拂もまた、一種の金融であるということが出来よう」（同上、一〇七號）と。

しかし乍らこの見解には同意しがたい。銀行預金の引出を金融の一面と見ることの失當については既に述べた通りである。問題と成るのは、保險料の拂込が「資金の投資」という意味で金融の一面を形作るか否かであるが、それが保險會社に貸付けるものでない以上、狹義の金融に屬するものとは言いがたく、従つて又保險會社から受取る給付も狹義の金融に屬するものとは言えないからである。もつとも近藤教授は、金融を比較的廣義にとつて「資本としての通貨の移動」を意味すると主張するのである。それにしても、保險會社からの反對給付を以て「投資した資金の回收」と見る以上、保險料の拂込は「資金の投資」だということになり、結局保險加入者は資金の投資及び回收を行うものといわねばならぬ。そうだとすれば、「金融とは資本としての通貨の移動」であるという教授の立場をとつても、保險金融説は成立することに成る。之は明らかに矛盾した結論だといわねばならない。

このような矛盾を排除するためには、狹義の金融の概念を明確に規定し、保險における本質的な通貨の移動が、果

して金融といひ得るか否かを断定することがどうしても必要なのである。そうして私の述べ來つた所が失當でないとするならば、保險は狹義の金融には屬しないといわねばならない。若し保險金融説を是認するとすれば、資金、貸借従つて融通という概念をも捨てて、單に「通貨の移動」という最廣義の金融概念を採用する外は無いであろう。しかしそれでは、保險は貨幣操作の一種であるという表現と異なる所なく、保險「金融」説の特色は失なわれる結果となる。このデレンマは如何に解くべきであろうか。

#### 四、狹義の金融と保險

保險の本質的關係は、狹義における金融現象ではないという断定に達したわけであるが、それは保險の中核的存在である保險團體内部について言われることであつて、保險現象のすべてが、狹義の金融と無關係だといふのはない。なぜならば、保險にはいわゆる「對外金融」と呼ばれる側面が存在し、生命保險には、「保險證券擔保貸付」の現象が見られるからである。保險證券擔保貸付 Policy loan は、長期の生命保險契約に於て、積立準備金の範圍内の一定限度迄を、保險會社が加入者に低利で貸付ける方法である。若し保險金の支拂に際し、未済分があるときにはそれだけ控除されることと成る。この方法は保險會社にとつて全然危險が無く、又契約の失効を防ぎ若しくは増額を可能ならしめうる効用がある。

昭和二十三年度末における我國生命保險會社二十社合計について見るに、保險約款による貸付は十七億圓を超え、貸付金の五割を占める状態で、はるかに他の貸付項目を凌駕している。即ち、

一、保險約款による貸付

一、七三五、三七四千圓

二、有價證券擔保貸付

二〇四、八七九

— 保 險 と 金 融 の 關 係 —

三、不動産抵當貸付	二六三、八六九
四、財團抵當貸付	三二一、八五一
五、公共團體貸付	九〇、一〇八
六、コールローン	二三〇、五〇〇
合 計	三、五一八、二二三千圓

である。但しこのような比重を示すに至つたのは、次の比率表によつても知られるように、極めて最近のことなのであつて、その主たる原因は金詰りの対策や、保険金増額のためであるといわれ、要するにインフレに因る所が大きいようである。

	昭和元年	六年	十一年	十六年	十九年	二十一年	二十二年	二十三年
保険證券擔保	二五	三七	四二	二八	二四	二五	四三	五九
無 擔 保	一四	一一	二〇	二七	四二	四〇	二六	一六
有價證券擔保	二二	一八	一六	三〇	二六	二二	一三	九
財團 抵 當	二四	一九	二二	一一	六	八	一二	九
不動産 抵 當	一五	一五	一〇	四	二	六	六	七

(註) 明治生命財務調査課「本邦生保會社の金融的地位」、全調聯業報第三十五號に據る。

右の表に見られる保険證券擔保貸付の割合は、米國のそれに比較して、かなり相違している。即ち一九四七年度末における合衆國保險證券擔保貸付は十九億三千万弗で、大恐慌後の一九三二年における三十八億弗を頂上として、連年その絶對額が低減し、一九四七年度の不動産抵當貸付八十六億七千万弗の五分の一餘りに過ぎない状態である。若

(註)

千の數字を示してみれば、

保險證券擔保貸付（單位百萬弗）

總資産に對するその百分比

一九二二年（大正十年）	一、〇五八	一三、七
二六〇（昭和元年）	一、五九九	一一、三
三一〇（六年）	二、五〇一	一二、四
三六〇（十一年）	三、六二三	一五、一
四一〇（十六年）	四、六五七	一四、三
四四〇（十九年）	四、〇九九	九、九
四六〇（二十一年）	三、六九九	七、七
四七〇（二十二年）	四、〇五五	七、八

米國における保險證券擔保貸付が、このように漸減し、殊に今次大戰の發生後急速に低下した原因としては、一九三六年頃より恐慌からの恢復が見られたこと、戰時において政府支拂の増加した反面に、統制經濟の施行により、消費が抑制されて購買力の蓄積が増大したこと、國策上の要請に應じて、政府證券への投資が優先的取扱を受けるに至つたこと等が挙げられよう。いずれにせよ、我國における保險證券擔保貸付が漸増の一途を辿り、しかも貸付金の中に占める割合の高率であることは注目に値する現象であり、問題をはらむものといわねばならない。

以上考察した保險證券擔保貸付は、「對内金融」と呼ばれるものであつて、之に對して「對外金融」と呼ばれる項目は、保險證券擔保貸付を除く各種貸付金、有價證券、預金及び不動産投資がある。しかし乍ら是等の項目のすべてが金融といひ得るわけではない。對外金融のうち狭義の金融概念に當てはまるものは、各種貸付と國債、地方債及び社

— 保 險 と 金 融 の 關 係 —

債投資とである。但し是等の項目について、損害保險會社に比して、生命保險會社の方がはるかに重要性を有することは、次の表によつて知られよう（單位百萬圓）。

生命保險會社		損害保險會社	
出 貨	昭 和 五 年 末	四 一 六	三 七
	〃 〃 十 五 年 末	九 五 六	一 七
	〃 〃 二 十 三 年 末	三、三〇五	五 四 五
債 國	昭 和 五 年 末	九 一	三 八
	〃 〃 十 五 年 末	八 〇 七	八 〇
	〃 〃 二 十 三 年 末	五、八〇七	一 八 七
有 價 證 券	昭 和 五 年 末	八 二 八	一 四 七
	〃 〃 十 五 年 末	二、五 四 一	三 二 五
	〃 〃 二 十 三 年 末	四、〇〇四	九 六 六

右のうち有價證券投資には、狹義の金融に屬さない所の株式所有が含まれ、しかも大きな比重を占めていることは注意しなければならない。なお國債及び有價證券については、評價方法が問題となることも忘れてはならない。しかし乍らそれにも拘わらず、大勢をうかがうには充分であり、生命保險會社が損害保險會社に比して、はるかに大きな金融性を包藏することの一つの現われといえる。このような相違の存在する原因は、生命保險が長期契約で「貯蓄」性に富み、責任準備金が巨額で且つ迅速に累積すること、損害保險においては、保險金支拂のために、相當巨額を短期の預金として保有しておく必要があること、等に基くものである。

さて昭和二十三年度の決算における生命保險會社の運用資産合計を示すならば、次のような内容が見られるのであ



る(單位千圓)。

A	貸付金合計	三、五一八、二一三
B	國債、地方債及社債	七、六九八、四三五
C	株式所有	二、九六二、一五五
D	預金合計	一、五八〇、〇二二
E	不動産	一、三七七、七七〇
F	運用資産總計	一七、一三六、五九五

右のうち、狭義の金融に屬するAとBとの項の合計は、一一、二一六、六四八千圓であつて、Fに對する割合は、六割五分を超え、保險證券擔保貸付の十七億餘圓を控除しても、五割五分を超える状態である。故にいずれにもせよ保險殊に生命保險における、狭義の金融的機能は顯著なものがあると言わねばならない。

### 五、む す び

以上述べた所は、狭義の金融概念を中心としたのであるが、世上金融機關と呼ぶときは、このような狭い意義に限局することなく、從つて保險會社を明確に一個の金融機關と認め、その對外金融的機能を重視する。この見地からして、保險會社殊に生命保險會社が長期金融に適する點において、信託の中期、銀行の短期金融機關たるに比し、特徴及び有利性を有することが主張される。なお又次の表が示すように、生命保險會社の投式投資が、他の金融機關に比し、はるかに有力な點が注目されるであろう(前出「本邦生保會社の金融的地位」、一四頁)(單位百萬圓)。

	全國銀行	信託會社	生保會社	計	生保割合 %
昭和六年	四三五	二七	二一七	六七九	三二
〃 十六年	一、〇八一	二五一	一、五二三	二、八五五	五三
〃 十九年	一、二九二	二八八	一、三七四	三、九五四	六〇
〃 二十一年	一、〇〇七	六一二	二、〇五七	三、六七六	五六
〃 二十三年	七四三	四五五	一、九一六	三、一一四	六二

このような生命保險會社の株式投資における能力と実績の偉大さは、最近における株式相場の落潮が、いわゆる「生保筋の買出動」によつて支えられた一事によつても徴することが出来よう。なお今後の産業資金が、アメリカ流にそのすべてを證券市場に求むべきことと成るとすれば、生保會社の株式投資が持つ重要性は將來一層大きく成るものと豫想される。

とにかく、保險會社の金融上における重要性は、今や何人も否定し得ない所であろう。但しその場合、いわゆる對外金融の面が専ら問題とされていることは争を容れない。保險金融機關説は、保險の本質論としては、加入者間における貨幣交流の關係を重視するものであり、その方面に於ては、夙に指摘したような疑義の有るを免れないのであるが、保險施設の對外金融的機能を強調する點において著しい特長を有するものと言ひ得る。もつとも、この場合にも尙お、金融及び金融機關の意義を明確にすることはやはり必要であらう。「保險金融説」に對する私の評價は以上の如くであり、従つて同説を無條件に受け容れるものではないが、その包藏する實際的意義は之を認めるにやぶかさはない。それと共に、保險における對外金融の重要性を初めて強調し詳論された米谷氏の功績に重ねて敬意を表明する次第である。